



学校・地域・家庭の総がかりで！



井上トマト農園見学

◎ある日の校長室 出張もありスーツにネクタイ、事情で眼鏡をかけていました。校長室の大きな椅子に座っていると4年生の女子が「校長先生に見える。」と言ってくれました。「ほんまじゃ。」と他の子ども達も。誰だと思っているんだろう。(笑)



毎年、紫黒米作りでお世話いただく泉会の皆様



音楽ボランティア

◎様々な地域の方々による教育支援

コロナが終息したわけではありませんが、今年度は4月より、ほぼ計画通り教育活動を推進しています。と同時に「学校地域協働本部活動」として様々な場面でゲストティーチャー、ボランティア、保護者ボランティア等に子ども達を支えていただきました。ありがとうございました。私達職員もご支援いただきました。本当に感謝しています。こういった活動には多くのメリットがあります。

- ① 専門性の高い方や実際の体験をさせていただく中で、教育活動の幅が広がります。
- ② 子ども達が先生以外の多くの大人と出会うことにより、キャリア教育にもつながります。
- ③ 特に保護者の方には観ていただくことで子ども達が普段に増して意欲の向上になっています。
- ④ 大がかりな活動の準備、環境整備等は職員の時短になり、先生と子ども達がしっかりと向き合う時間を生み出しています。
- ⑤ 子ども達が、地域の方と出会うことで故郷を愛し、鏡野を誇りに思う大人に成長します。



図工ボランティア

と考えています。国の教育の指針でもある「学習指導要領」の中では、家庭や地域社会との連携、協働の重要性が強く示されています。これからの複雑で予測不可能な社会を仲間とつながり、生き抜いていける大人に成長してもらうために、先生も保護者も、多くの地域の大人が総がかりで育てましょう。ということですね。



環境ボランティア

令和5年度より「コミュニティ・スクール」がスタート！



書写ボランティア

いよいよ令和5年度より南小学校も「学校運営協議会」が設置され、コミュニティ・スクールになります。(R5 町内5校中4校で設置)新しい学校運営体制になります。「何？」と思われる方もいるかもしれません。これまでも学校評議員の方々には、1年を通して学校運営についてご意見をいただいていた。年度末には学校評価もいただくのですが、何かについて議決されるということはありませんでした。

「学校運営協議会」では、メンバーは学校評議員(運営委員に移行)、ボランティアのお世話をいただいている地域学校協働活動推進委員、公民館長等の10名程度で構成しします。大きく挙げると表にある3つの権限を持ちます。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用に関して**、**教育委員会規則に定める事項**について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

① 学校経営方針等の承認②学校運営について意見をすること③教職員の任用について意見を述べることです。つまり、会社で言えば、取締役会議と言ったところでしょうか。

コミュニティ・スクールのイメージ



●保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映する「学校運営協議会」を設置可能とするため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正、平成16年9月9日より施行。

いずれにしてもこれまで以上に「地域とともにある学校」として新たなスタートとなります。昨年度も保護者アンケートで、「これからの子ども達にどのような力が必要か。」多くのご意見をいただきました。「思考力、伝える力、仲間と協力、思いや



見守りの方の挨拶運動

り、多少のことに負けない力、レジリエンス、あきらめない心…」学校と保護者だけでなく地域を挙げて「目指すべき子ども像」を共有し学校運営することが求められています。学校目標にもあります「自ら未来を拓く児童」の育成に向け共に進んでいきましょう。



社会科見学ボランティア